

議 事 の 経 過

令和 8 年 9 月 4 日

(午前11時10分)

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、引き続き一般質問を行います。

なお、新井幹夫議員より、体調不良のため、ここから欠席する旨の届けがありましたので、報告いたします。

5 番、和田一秀議員の一般質問を許します。和田一秀議員。

○5 番（和田一秀議員） 本 9 月定例会では、3 件の一般質問を事前に通告させていただいてあります。まず 1 件目で、染野村政 3 期目の公約についてであります。3 期目の染野村政が 4 月にスタートして、新たな村の魅力を創出し、力強い村づくりを目指すということで、無投票選挙ではありましたが、後援会のパンフレット等を見させていただきますと、大きく 6 つの公約が掲げられていました。約半年過ぎた時点で、4 月の当初には人口減少対策・移住定住者の増加のための施策として、4 月の第 2 回臨時会議で、5 棟の公営住宅建設費の補正予算が早速提案され、具体的な事業が始まっております。また、住環境整備の一環として、6 月の定例議会では、村内各地の土木関係の要望事項に対応する補正予算が組まれ、矢継ぎ早にその施策が講じられていることも実感しております。そこで、それ以外の公約実現を目指すものが 3 期目、副村長さんがいなくなる、また、村のスタッフのメンバーも新しい組織になっている中で、いよいよ今年度は、昨年の継続といいますか、予算の中で行う事業になりますが、今後、予算要求をして、新年度に向けて、今後の 3 期目の公約を実現を目指すものが具体的にあるか伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 和田議員からですが、3 期目がスタートし、公約ある中でどんなことを考えているのかというような、そんな御質問でございます。既に 6 月議会の一般質問の折にも、3 名の方から新たな行政に対する公約、考えはどうなんだというような、そんな御質問も頂いております。そのときも申し上げましたけども、改めてでございますけども、本当、心機一転気持ちを新たに、新たなスタートを切らせていただき、また、村民の皆様方の声に耳を傾けて、皆さんの要望に応えられるよう誠心誠意取り組んでまいりたいと、こんなふうにお話をさせていただいた経過でございます。行政課題は、これは本村に限らず、世界情勢や経済情勢の変化、社会

構造の少子化・高齢化など、次から次へと新たな行政課題が出るわけでございまして、いつのときでも、行政課題は尽きることなく、次から次へと行政課題が出てくるというような、そんな状況下でございます。これも私もよく議会でも申し上げているわけでございますけれども、小川村の行政課題のまず一丁目一番地とっていいかどうか、過疎対策であって、人口減少対策が大変重要な位置づけだということを、常々申し上げているところでございます。人口減少対策と言っても、これをやればいいんだと。先ほど企業誘致のお話もありましたけれども、企業誘致もやればいいんだというようなことで、様々な要点があるわけでございまして、これをやれば人口減少対策になるよなという、そんな一朝一夕にかなう事業、行政施策はございません。そういった中でございますけれども、含めてでございますけれども、何を申し上げても、人口減少対策が一番の筆頭の中ではありませんけれども、それには様々な要件が必要だと。小川村の基幹産業である農業振興、先ほども一般質問にもございましたけれども、農業振興は欠くことできない産業振興の課題の1つでございます。また、若い方々の定住・移住も増えつつある中でございますけれども、道路整備を踏まえて、住環境の整備、これも欠くことできない重要な行政課題であります。また、踏まえて、高齢化も進む中、高齢化のみではございませんけれども、医療・福祉の充実なくして安心な生活はできません。加えてでございますけれども、少子化、若者定住の面からも、子育て支援策、これも欠くことができないということでございまして、私が申し上げたいのは、大きなところでは人口減少対策と言いながらも、様々な分野で、様々な行政課題に対応していく必要があるんだと、こんな思いでお話をさせていただきました。公約についての取組ということで、和田議員からも臨時議会の折、あるいは6月議会の折というようなお話もありまして、またこの後の御質問の中で、実現に向けての取組ということでございますので、そこについては触れさせてはいたしませんけれども、じゃあどんな具体的な取組と言うならば、既に肉づけ、骨格予算から肉づけ予算というようなことで申し上げてありますので、具体的には申し上げません。新たな取組ということでございまして、本当にこれも、私、議会の折で申し上げましたけれども、かつての時代のようなハード事業というのは、本当に村民の方々に目にも見えますし、ああこれやってるんだなというようなことで、ハード事業というのは本当に目に見える施策であるわけですが、今、国指導も含めて、どこの市町村も、公共施設は統廃合しろと、公共施設として役目がもう済んだものについては払い下げろと、必要とはなくなったものは取り壊せというような、そんな時代でございまして、申し訳ございませんけれども、ハード事業

でなかなかお答えするのは難しい。小川村のみに限らず、どこの自治体でも同様の状況でもございます。なかなかじゃあソフトと言うならば、先ほど農業振興の内容のも御質問もございましたけども、なかなか自分に関係するものには、目が行ったり、内容も理解できるわけですけども、なかなかソフト事業というの、なかなか目に入らないというような、そんな状況下でございます。ちょっと長くなっちゃいましたけども、私が申し上げたいのは、具体的にこれをやります、あれをやります、あれを建てますというふうなことはありませんけども、時々予算要求、補正予算等々の中で実施しているというようなことでございまして、以降、具体的に何をやるというようなことは、また、新年度予算の中でまた職員とも議論するというふうなことでございまして、現段階で申し上げる内容のものはございません。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） いろいろ具体的な公約をお話いただきまして、ありがとうございます。今の回答と重複するかもしれませんが、今年度は、2年に1度の行政懇談会の年ではなくて、各地区の要望による地区懇談会が全ての区ではありませんが、村内各地で開催されております。私の地区でも開催され、村長はじめ、役場幹部職員がおみえになって、村民と役場職員が語ろうというか、懇談する場面がありました。会議の内容を私も見ますと、約半分の時間は村長さんが、今まで、もしくはこれからやる予定の予算に応じた施策の説明が大分あったわけですけども、一番大事な、村民のほうからどんな要望があったのか、全部とは申しませんが、目立つものがあったらお聞きしたいと思います。そしてまた、村側がそれについてどんな回答をしたのか、実現が可能なもの、不可能なものいろいろあると思いますが、もし今後のその中で、あえて取組の方針を少し定めてきたものがあったら、幾つか上げていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 行政懇談会ということでございまして、かつては、隔年で実施してまいりましたけれども、コロナ禍以降、実施しなかった年もございましたし、あとは地域の要望に応える中で、行政懇談会を実施しているというような状況でございます。かつては、2年に1度各地域を回ってたんですけども、地域によっては、数世帯というふうな大変小さな地区もございますし、地区によっても様々でございまして、高齢化している地域もございますし、様々でございまして、これが、半強制とは言いませんけども、こちらの都合で必ず2年に一遍というのはいかがなものかなというようなそんな思いで、現在のところ、要望のある地域に御連絡いただけれ

ば、いつでも出向いていきますというようなことで、区長、組長会の折にもお話をさせていただき、現状に至っているというような状況下でございます。例年ですけれども、そうした中ですが、6地区、7地区のところでいつも要請がございまして行っておりますし、今年度も既に3地区から要請がございまして出向いておりますし、実施しているというような、そんな経過でございます。さて、そこで御質問の中味でございまして、地域から出た内容、要望等々についてどういった対応をしているんだというような御質問でございます。地域によっては様々でございますし、交通安全のお話も出るところもございましたし、また草刈り作業が大変になっているよと、そんなお話もありましたし、鳥獣害対策についても大変苦労しているんだというような、そんなお話もございましたし、行政懇談会、当然のことながら行政要望も多くあるわけでございます。既にそのことについてどういった対応をしているのか、何をしたいのかというようなそんなお尋ねでございますけれども、行政懇談会に、私を含めて課長の皆さんが出席させていただき、その会場にはいるわけでございますけれども、じゃあほかの職員の方々は聞いてねえじゃねえかというようなことではいけませんので、村からこんな行政説明をしました。地域の方々から、その行政懇談会の折にこんな意見が出たとか、具体的な事例が出ておりまして、草刈り大変になっているよと、鳥獣害対策どうなってんだというようなことで、全職員が各地域の行政懇談会に出た意見を、全職員が確認しているというような状況下でございます。当然のことながら、すぐできることもあるでしょうし、交通安全等々で言うならば、関係機関に早々をお願いしなければならないし、実際にすぐできること等々はやっていくというような状況下でございます。当然様々な要求、様々な御要望がある中で予算化が必要というようなこともございますので、すぐできること、できないことはあるわけでございます。ちょっと長くなってしまいましたけれども、結論を申し上げますと、地区懇談会、地域の皆様から頂いた御意見については、全職員が共有しているということで申し上げます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ありがとうございます。最初の質問の3つ目の答えも頂いておりますけれども、村民の要望に対して、心機一転、誠心誠意取り組んでいくと。情報共有も、役場、組織内全員で共有していくというお話を頂きました。村長さんのお言葉の中で、そういう村職員からのボトムアップの提案を基に、いろいろな行政施策をしていくという話もありましたけれども、昨今の首長のパワハラ発言といいますが、パワハラ問題もありますが、ぜひ村長さんの公約実現に向けて、力を入れる部

分に関して、トップダウンの上で職員が取り組む、そういう行政事業も組み込み、3期目の染野村政が、また活性化された小川村の施策が実現できるように期待しまして、次の質問に変えさせていただきます。2番目、村内における森林整備計画についてでございます。国の林業施策では、森林所有者の代わりに、森林経営を市町村が担う森林経営管理制度の開始から5年が過ぎております。さらに、集積・集約化を進めるための見直しや、長野県では県産材利用促進のために、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例が令和7年3月に施行されております。この中で、長野森林組合は、この小川村を含む北信地域の林業の担い手の中心として、地域の森林整備を担っていると考えます。村内の住民も組合員になっており、制度の都合上、村も組合員の一員にはなっているというふうに認識しております。長野森林組合の事業は、ホームページでは非常に多岐にわたっています。その中で、小川村の森林整備の実情は、10年ほど前は、保育間伐、残った大きい木をより育成するために、細い出来きの悪い木なり雑木を切ると。その後、ウッドショックがコロナの頃起きまして、私の聞くとところでは、時代は主伐、皆伐といいますか、全部もう木は切るんだよと。補助金をもらって、また苗木代が出るので再造林だという話の時代もありました。その中で、補助金給付の変化なのか、最近は生産間伐という、また新しい言葉が、私ら素人では初めて聞く言葉なんですが、そういう事業を主体に変化してくるんだという話を聞いております。森林環境譲与税が令和6年度から開始して、村もその譲与税の配分をされる中で、村の森林整備計画が、この県の計画、もしくは主事業者である長野森林組合との関連をどのようにもって事業を進めているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 森林整備計画ということでございまして、これも農業施策と同様に、大変重要な行政課題であるものと認識をしているところでございます。村の現状ということでございますけれども、先ほど和田議員からもお話がありましたけれども、県の信州の森林づくり事業でございますけれども、森林整備を促進するための実施する市町村や林業事業団体に対して行う支援事業でございまして、村の計画でございます小川村森林整備計画は、森林法に基づき、村内の森林について5年ごと、10年を1期として造林から伐採に至るまでの総合的な整備計画でございまして、県の事業と直接的に結びつくものではございません。ただ、村の森林計画であっても、計画的な森林整備を進める事業でございますので、県の森林づくり事業の支援を受けながら、村も同様に、そういった財源を利用させていただきながら森林整備を進

めていきたいと、こんな状況でございます。特に、新年度になって既に実施している事業等々はございますけれども、一応県の森林整備の事業との村ということでお答えさせていただきました。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） その村の計画と実際関わっている長野森林組合関係の方から聞いた話で、数年前は村内で使える杉林というのは非常に少ないと。なおかつ採算ラインに合う場所というのは限られていると。私の聞いた話では、上和地区の北側斜面の非常に大きい森林、あと稲丘東地区になるのか、ちょっと花尾地区になるのか分かりませんが、昔から大きな森林を持っているような杉林を皆伐するという話が数年前には出ておりました。ところがそれがなくなりまして、非常に興味を持って様子をうかがっている中で、本年度、長野森林組合長野支部が、高府団地の事業を始めた。場所は、皆さん、音がして何だろうなというふうに興味を持っているわけですが、この役場庁舎の南側のオリンピック道路上の斜面で伐採事業が始まりました。私も紹介を受けて現地を確認してみたところ、令和8年の伐採計画は、島田地区南、搬出伐採5ヘクタール、新設作業道開設300メートル、理由は分かりませんが、1年明けて、令和10年度は、下市場地区、搬出伐採5ヘクタール、新設作業道開設200メートルが具体的に計画されているようです。この高府団地の範囲は、先ほどの下市場地区を含めて、島田地区、それから、落畑地区、私が見る範囲では、上野区にはなりますけれども美会地区、小根山地区との境までの山林、土尻川、南側という非常に広大な範囲になっているように思います。団地全体の面積を考えると、この全体のものをやるのには、これは、10年はおろか20年以上かけての計画なのかと。需要の問題がありますから、ただ切ればよいという問題でなくて、当然売り先を考えての需要に対する伐採だと思いますが、この件について、村の森林計画がどのように関わっているのか説明を頂けるとありがたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 具体的な場所を挙げていただいて御質問いただきました。高府団地の整備内容、事業についてという御質問でございます。具体的な内容につきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 中島建設経済課長。

○建設経済課長（中島剛信） 具体的な、今おっしゃっていただいた計画ですが、計画の所在、場所につきましては、和田議員おっしゃるとおり、美会から下市場ということでございます。総面積でございますけれども、全体で163ヘクタールほどの対

象地域であります。その中で、計画の対象の人工林でいきますと、56ヘクタールが対象になっているということでございます。和田議員おっしゃるとおり、令和8年度には、そのうちの5ヘクタール、また1年おきまして10年度には同じく5ヘクタールの計画ということでございます。こちら5年ごとの計画となっておりますので、令和10年度以降は、また新たな計画が策定されて進められるだろうという想定ですけども、今の計画、5年の計画では令和10年度の5ヘクタールで一旦終了ということになってございます。今、盛んに施業中でございます。最終的な数値は分かりませんが、量としては400立米ほど搬出がされるんじゃないかということで、村ではそんな計画の中から見通しを立てておるという現状でございます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） 計画ですから、あくまで5年ごとであれば、どこまで実施されるか分からないわけですが、森林組合担当者によると、昭和の時代ですけども測量を実施し、小川村は土地の測量データが非常に充実してできてるので、それが現在進んでいる航空写真と合わせると、非常に一筆一筆は小川村の森林の場合、面積が少なくて筆数が大変多いんですけども、土地は各民間といいますか、個人所有のもので、森林組合が交渉していく上で大変やりやすい土地だと。それから、杉の材質も非常に、今、我々が一般的に考えるのは、杉は住宅用の柱なり、そういうものに使うのかと思いきや、実は合板素材がかなり多くなっていると。そういうことで、利用には適して、需要さえあればどんどん切りたいんだというような話もお聞きしております。そんな中で、この事業に伴い、村道を搬出作業に用いていると思います。その中に、日々、時間は限られていると思います。1日に数回ではあると思いますけども、村道の支線を使っているわけです。村担当者と確認したときには、その村道を利用する人は非常に少ないんじゃないかと。だから、通行止めにもしてないと。行ってみると搬出作業中という看板があるだけで、実際、通行止めとかそういう手続にはなっておりません。ただ、私が気になるのは、利用する住民、若干ですけどあると思いますけども、村の広報ではあまりそれを放送されていないなど。いつまでやるのかも分からないし、すれ違いも現実的には、もしそこで対面した場合には不可能で、そこに出会った当事者は大変苦勞すると思います。そういう方に、村の広報といいますか、連絡はどのようにしているのかをお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 中島建設経済課長。

○建設経済課長（中島剛信） 今の村道ですけども、支線を利用しているということで

ざいまして、具体的には16号線ということで村道でございます。私もちょっと確認をしたんですけども、今の作業は通行止めをしなくても作業ができるということで、施工業者から通行止めの申請は出てはきておりません。作業をする前にも、維持のほうですけども、そこら辺は村の管理、また事業者ということで、道路のほうは事前には確認作業等は実施しておるということでございます。繰り返しになりますけども、本年度の作業については通行止めの必要はないということで、申請は出ておらないという現状でございます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ありがとうございます。その中で、私も現地へ調査に行ったときに、実は搬出機械とすれ違ったといいますか、対面したことがあります。その林業機械の大きさが、車重が4トン、5トン超えるもの、そこへ材木も、当然車重相当以上のものが載ると思われます。大型ダンプとは言いませんけども、かなりの重量になります。車幅も、フォワーダとかいうキャタピラーの運搬機械なんですけども、全長が短いものの、車幅自身は大型車並みの、大型ダンプ並みの車幅のものと思われます。村道支線はまだ作業途中でありますけども、陥没、路肩損傷が既に見られている状態で、その後、私が2回目に行ったときには、路肩修理、それから、砂利の補完といいますか、凸凹修理が一度はやってあるというふうに認識しております。こういう森林組合とはいえ、一民間業者が村道を使ってやる事業に対して、この損傷箇所の補修負担というのは村がやるのか、事業者がやるのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 中島建設経済課長。

○建設経済課長（中島剛信） 先ほどもちょっと、私、触れましたけども、施業する前に、道路管理者と施業者と一緒に道路の確認は行っております。その後、作業をするに当たって、少し道路の損傷があるところ、それは、実施主体が独自で採石等を敷いて、通行に支障がないように対応をしたということも報告を受けております。今、和田議員の御指摘なんですけども、大きな機械が通ると道路が傷むんじゃないかということでございます。確かにその心配はございます。ですので、事前に現場を確認しました。どうしても作業の工程上、損傷してしまったところ、それは事前に確認をしておりますので、その後の状態、それは、事業が終わった後にどうすればいいんじゃないかということで両者確認をして、責任の所在じゃないですけども、復旧に当たるとということで、今考えておるところでございます。実施主体のほうでも、そういう保険といいますか、そんな補償の対応もしておるということで聞いておりますの

で、もちろん全線を壊したんだからそっちでやるべきじゃないかというつもりもございません。ですので、終わった後にもう一回確認をして、ここはどうしようという時間を設けましょうということで、今考えておるところでございます。以上です。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ただいま関連します村道支線の利用状況、それから、損傷個所の補修負担についてのお話を頂戴して、ありがとうございます。その道路を数は少ないんですけども、住民がちょっとその道路を使つての秋の農作業があると。それから、村道16号線の橋が通行止めの期間は非常に少ないとは思いますが、その迂回路になっているということで、その利用について心配をしているところがありまして、今回確認をさせていただきました。ありがとうございます。今回、小川村の中で、この林業行政の中で、高府団地の話を今しましたが、村内でそれ以外の森林環境譲与税を使ったものでもよろしいですし、そういう事業がほかの場所でもあるのかについて、お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 中島建設経済課長。

○建設経済課長（中島剛信） 森林環境譲与税、また、県の森林の県民税ですか、2つの財源を使って事業を展開しております。具体的に申し上げますと、まず松くい虫の対応、こちら森林環境譲与税の事業で実施をしておるところでございます。また、ライフラインと申しまして、道上にある今でも倒れてきそうな通行に支障がある支障木、そちらのほうにつきましては、ライフラインということで、県の税を使って実施をしておるといような事業を村内では実施しておるといところでございます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） 村でも最大の面積を占めるのが畑作、水田以外に森林が一番面積が多いと思います。その中で、今後もより森林整備振興を図っていただくことをお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） ただいま一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時15分です。

（午前11時49分）

（昼 食）

（午後1時14分）

○議長（西沢哲朗） 休憩を終わり、会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

引き続き、5番和田一秀議員の一般質問を許します。和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） それでは、最後の質問になります。村内の空き家問題についてということで、以前にも一般質問で村長さんから状況をお聞きしたことがあります。村は専属の担当者を配置し、村内の空き家の調査をより綿密に実施してきたと聞いております。その中で、本日、一般質問の中で村の住居戸数といいますか、合併当時は1,600戸、現在約1,000軒の住宅があると、それは現在、住民登録している方が住んでいる家の戸数だと思います。今回、お聞きしたいことは、村内の空き家が何軒あるのかと、その総数と、今回、村が課題として、事業として考えている売却または貸家が可能な空き家というのが何軒あるのかと、反対に持ち主の意向等、その家の事情で売却、貸出しできない空き家の軒数が何軒カウントされているのかを伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。高木総務課長。

○総務課長（高木一仁） それではお答えいたします。現在、こちらで把握してございます空き家数は375戸となります。それから、当方での売買につきましては、そちらの軒数も申し上げますと、直近5か年、令和3年度から令和7年度まで42軒となります。なお、令和7年度は12軒でございました。この中で売買の登録をしている物件数につきましては、現在は5軒となります。今後、3軒登録される予定でありますので8軒ということで御承知おき願いたいというように思います。なお、令和8年度の売買契約につきましては4軒が成立してございます。以上になります。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ただいま報告いただいた軒数で375軒から四十数軒、村の事業として売却していると。そうすると300軒以上が、実際、空き家として存在しているという引き算、単純計算でしてよろしいでしょうか。

○議長（西沢哲朗） 高木総務課長。

○総務課長（高木一仁） こちらでのものについては議員お見込みのとおりでありますけれども、他の不動産業者が入っている部分もありますので、その部分については多少の誤差があると思われます。以上になります。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） この300軒についてはまた質問したいと思いますが、村が空き家バンクに申請しているのに、私も掲載されています信州田舎暮らしというサイトがあって、そちらの情報を見て空き地、売り土地というものが、過去、小川村でも空き家バンク登録で村内の広報でPRしている中で、なぜ土地を売る希望件数が実際にはないのか、それを取り扱っていないのか、見ると、ほかの市町村では空き家の

ほかに移住目的のサイトですから空き地の件数が登録されていると、小川村では土地に関してはどういう扱いをしているのか伺いたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 空き地ということでございますけれども、空き家バンクみたいな、こちらで所有者が売買を目的にしているというようなデータといたしますか、そういったものは持っておりませんし、空き家バンクと同様にこんな土地がありますよというようなことは公表はしていないというような状況です。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） 今回の午前中の質問にもありますが、村長さんの3期目の公約、それから村が策定しました第6次小川村振興計画の中でも、この空き家問題というのは捉え方としては移住定住者向けの住宅として村が公営住宅を用意しますよ、公社といたしますか外郭団体で土地を分譲しますよという考え方になっているように思います。ここで私が空き家問題について村民の中で人口減対策、過疎化対策で空き家にIターンもしくはUターンの人が来てもらうのは大変ありがたいし、若者定住促進で公営住宅の建設も大変評価すると、だけれどもそういう事業があまり住民にとって影響がないと、なぜ影響がないかという、この空き家については空き家になっている近隣住民にとっては環境問題として、大変、空き家が迷惑しているということがあると思います。ですから、実は数字には出ていないんですが環境景観整備の点から見た空き家ということで、この空き家バンクに売却、貸出しを希望するお宅というのは空き家問題の解決策の一つでしかないと思います。ところが、先ほど数字が出ましたけど300軒前後の住宅というものは、一応、空き家バンクには登録されていない、していないということになります。その中には、今は無人であるけれども自分で小川村から出られて近隣市町村、遠方の方もいらっしゃいますけれども、管理をしっかりとやっている、付き合いも、以前、住んでいる近隣の方とやっている関係で空き家が全くその近隣の方に迷惑をかけていないと、そういう空き家はやむなしと考えます。また、その方は将来親族の方がまた戻ってくる可能性もゼロではないと、ところが、この建物、敷地が全く管理されず手つかずの状態になっています。それが何年も続きますと有害鳥獣のすみかになっていると、草木が伸び放題になっており村道や隣接している土地に覆いかぶさっている。通行の妨げになっていたり景観上からも非常に問題が出てきております。こういう放置された空き家が近隣住民だけでなく村内の行政区、組においても住居環境、景観整備の点からも負担になっていることと思います。そこで、村がそういう住宅に対して何か

対策を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 先ほども申し上げているとおり、大変、空き家物件が多い、また、まだ増えるような状況ということでございます。和田議員の御指摘のとおり、もう空き家になってから数十年、朽ちてきている。また管理もされていないというような家屋があるわけでございますけれども、村では危険家屋の取壊しに補助を出しておりまして、この際に私の代にきれいにしようというようなことで、そういった方向になればというようなことも踏まえて取壊し補助を1件20万円でございますけれども補助をしておりまして、ぼちぼちとちょっとケースが、今、頭にはないんですけれども、それを利用して取壊しをしているというような御家庭もございます。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） 村がただいま説明したような空き家の解体について補助金を出しているということも確認はしております。過去に同僚議員から、今、物価高騰の折、その住宅の取壊しは一桁値上がりではないですけれども非常に高額になってきていると、その補助金の額をもっと増やしてほしいという意見も出ている中で、私がちょっと気になりましたのは、この少子高齢化、人口減少の中で空き家対策というのは全国的に問題になっていると思います。小川村だけの問題ではないと思います。そんな中で、大阪の寝屋川市で空き家に課税をして売却を促す空き家流通促進税の条例がどうも可決されたようです。実際の実施は2029年からということで全国の自治体から注目を集めています。ただし、この税金は都市部ですから空き家を小川村のように移住定住の策として空き家の税金を値上げするということだと思いますが、よく調べてみますと、現在、空き家であろうがちゃんとした利用されている家であろうけれども、国の税金が固定資産税が上物が建っていると6分の1になると、それを更地にすると固定資産税が最大6倍になるという話がちょっと独り歩きをしている状況があると思います。住宅を壊すのにお金がかかる、補助金もある、しかし壊すことによって税金が上がるんだったらほっとけという解釈をされている持ち主が、結構、世の中にいるんじゃないかというふうに想像するところであります。それを私が少し法律規則を調べたところ、小川村でもそういう空き家を壊しても税金が元に戻るというか、更地になったら固定資産税が多くなりますよという解釈をするのではなくて、建物があると減免されているわけですが、その減免を排除することが可能だと、だから国は空き家対策として崩壊のおそれがある特定空き家、手入れのされている管理不全空き家を行政の判断で固定資産税の減免の特例対

象から外せる制度があるんだと、ですから税金が高くなるのではなくて、現在、建物があるところは減免されているんだと、ですから壊そうが、壊さないほうがお得感があるんだけど、管理不全それから崩壊などのおそれがある特定空家については、税金を更地にするのと同様に取ることができるというふうに私は解釈していますが、村がそういう方針を出す気持ちがあるか、そういう見方をしてこの空き家をより少なくする施策の一つとして、今後、取り組んでいく方向性があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 今、大阪でしたか減免措置があるというようなお話がありましたけれども、私は初めて聞きました。固定資産税、市町村税でございますけれども、これは地方税でございます、もとより国がつくった税法でございます。その税法では居住用の宅地は、今、お話があったとおり6分の1という規定がございます。200平米までは3分の1なんですけれども、そういった減免措置が地方税法で決められているものです。したがって、小川村ではちょっと考えにくいかもしれませんが、都市部に行けばそれを取り壊して駐車場にするんだと、それを取り壊して別の用途に使うんだと、例えばそれを取り壊して店舗にするんだということになれば、その減免措置はないわけでございます、私が申し上げたいのは村単独で減免措置というのは私には考えられませんし、これは地方税法と言いながら地方自治法、国が定めた税法でございます、村が単独で村の姿勢として減免だというようなことは、私はちょっと今初めて聞いたところです。村としては考えてはございません。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5番（和田一秀議員） ただいま村長から話がありましたとおり、そういう減免措置を取るのではなくて、市町村が管理不全空家、特定空家という判断をした住宅に関しては、その減免措置を外すことができるということです。ですから、村がそういう空き家について、そういう管理不全空家の調査をすることから始めていただいて、村がそういう住宅、これは問題ありの空き家だというふうに捉えると税金の免除を外すことが市町村の判断でできるのではないかとということと、小川村ではあまり聞いたことがありませんが、都会だと強制代執行、次の手段ですけれども強制代執行によって取壊しをすると、それから、その費用も回収できるかどうかは別の話ですけれども、その地主に請求することができると、今回の小川村の空き家問題は、先ほどの300軒のうちに実際に管理ができていて問題のない住宅というのはかなりあると思います。それに反して、非常にごく僅かではありますけれども管理不全空家

なり特定空家というものが存在して、そういうものを村が壊し賃の補助の10万円、20万円ではなくて、法令的にも持ち主に壊さないで放置していても税金面でもお徳感はありませんよと、あまりひどい場合には強制代執行なり、そういう罰則がかかりますよという通知をしてもいいんじゃないかと、取組の方向ですけれども、空き家についてもそういう施策について検討をいただければありがたいと思いますが、それは特にそういう空き家の近隣住民の願いであります。近隣住民が持ち主に対してなかなか言えないわけです。連絡先も分からない、そういう権限もないと、そういう中で村が今言いました制度を利用して、そういう一歩を手を打つことで持ち主に対して空き家の取り壊しなり管理を要請できるんじゃないかという思いでお話をしましたけれども、それについての検討をしていただくかどうか、見解をお願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 危険家屋で行政が代執行ということで本人が取り壊さない、また逆に危険だと、日常生活の中で地域にとっても危険だというようなことで強制的に行政が取り壊す。取り壊した経費については持ち主に請求するというのが一つの流れでございます。村内で、私は住民からもあれが危険だと、村で何とかしてくれというような具体的な内容について、相談も含めて私は聞いたことが今までのところはございません。そうは言いながらも、三百数十軒の空き家が実際にあるわけでございますので、確かに私もそういった地域でまれに目にすると、ちょっと景観的にもひどいなという家屋も正直言って私も目にします。それを税金を、税法上は先ほども申し上げましたとおり地方自治法、地方税法に則るものですので、それを上げるどうのこうのというのはちょっと考えにくいというふうに思います。また、こういった一例かもしれませんが、小さな村でしてそういった空き家の持ち主等々についてはそこそこ親戚の人がいたり、もしかすれば兄弟かもしれませんけれども、そういった方々が村内にいるというようなことが多くあるかと思います。そういったところを頼りながら何とか進めることはできるんじゃないかと思います。私が結論のときに申し上げるならば、行政としてそれを取り壊す、税金の減免云々を取り外すとか、そういったことは考えてはおりません。ただ、そうは言いながらも確かに目に余るような物件もございますので、もし所有者ですとか所有者の相続人の住所とかそういうものは本人の承諾を得て調べて、また地域の皆さんにおつなげすることは可能かというふうに思っています。

○議長（西沢哲朗） 和田一秀議員。

○5 番（和田一秀議員）　ただいま回答をいただきましたけれども、村長さんがおっしゃるとおり、非常に税法上に関しても個人の財産の管理に当たることで村の強制力というものがなかなか出せない案件ではあると思います。ただ、最初に申しましたけれども、空き家という問題が村の事業なり、村長さんの公約の中では移住定住者に対する空き家の利用方法というところにどうも村は焦点を当てているような気がします。ただ、昔からいる住民にしてみると、出ていった方が非常に飛ぶ鳥跡を濁さずではないですけれども、なかなかそういう方だけではないと、それが村にはまだ報告がないという話がありましたけれども近隣住民はその管理に手を焼いていると、そういう状況があることを理解していただきまして、今後の村政の一つの問題提起を私がしましたけれども、今後、そういう点で空き家、個人の所有であるからその扱いは個人でということになりますけれども、過去には村が、村といいますか過疎債になるんでしょうかね。そうやって建設した住宅をその持ち主に25年、30年たつてそのお宅に貸与したといいますか、そういうような住宅、団地がそのまま空き家で残されてしまっていると、本人たちは家賃を何十年間か払ってただでもらった感覚でいるからかどうかわかりませんが、その団地を誘致した近隣の住民は、それはちょっとゴーストタウンというか団地になってしまっているわけですね。それが過去にも村長に質問して個人の持ち物ですから強制はできないと、ましてや移住者向けの住宅には不向きだからということで放置されているということですから、今後、村内の貸出し、売却不可能な空き家について、より研究をして対策を練っていただくことをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西沢哲朗）　以上をもって、5 番和田一秀議員の一般質問を終結いたします。

ただいま一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後 1 時45分とします。

（午後 1 時40分）